新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請書（請求書）

北斗市教育委員会　様

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、次の事項を理解し、誓約・同意のうえ、別添「令和８年度　就学援助費支給申請書（兼同意書・口座振替依頼書）」及び関係書類のとおり、申請いたします。

記

１　北斗市内に住所を有し、入学前支給の対象となる児童生徒は令和８年４月１日に国立または公立の小学校又は中学校に入学すること。

２　新入学児童生徒学用品費の入学前支給のための審査は、「仮認定」による支給のため、「本認定」の審査において認定とならなかった場合、新入学児童生徒学用品費を返還しなければならないこと。

３　次のいずれかに該当し、新入学児童生徒学用品費を受領した場合は、新入学児童生徒学用品費を返還しなければならないこと。

① 令和８年３月末日以前に北斗市外に転出した場合
② 国公立の小・中学校に入学しなかった場合
③ 令和８年４月１日以前に世帯構成の変化・転居等により、再審査した結果、認定とならなかった場合
④ 他市町村にて新入学児童生徒学用品費を受給済、または受給予定の場合
※前住所地の市町村へ照会し、確認を行います。

令和　　年　　月　　日

申請者（保護者）住所
申請者（保護者）氏名